

## 宇治矢落擁壁復旧工事による家屋等損傷に係る対応について

令和4年12月頃から令和5年8月頃に行った宇治矢落地内の擁壁（市管理施設）の復旧工事の影響により、現場に近接する8軒の家屋に、傾きや亀裂等の損傷が生じたことから、対象家屋に対しお詫びを申し上げるとともに、損害賠償に向けた対応を進めていることについて、令和6年2月2日の総務常任委員会で報告させていただいたところです。

この対象家屋8軒の所有者に対し、令和6年3月23日から順次、示談に向けて協議を進めており、その状況について報告します。

### 1 対象家屋8軒の損害賠償見込額について

#### （1）損害賠償見込額300万円以下…3軒

##### ①賠償の主な内容

家屋の傾きは生じておらず、敷地内の土間や住居内の亀裂・隙間等の補修費用を賠償するもの。

##### ②3軒の状況

- ・うち1軒について、令和6年5月1日に示談書締結済み。
- ・他の2軒については協議中。

#### （2）損害賠償見込額300万円超…5軒

##### ①賠償の主な内容

傾きが生じており、傾きを矯正するジャッキアップ工事費用と併せ、敷地内の土間や住居内の亀裂・隙間等の補修費用についても賠償するもの。

##### ②5軒の状況

- ・うち1軒について、令和6年6月定例会に議案提案を予定。
- ・他の4軒については協議中。

位置図

